

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(例)新旧対照表

| つくば市議会の個人情報の保護に関する 条例施行規程 新 | つくば市議会の個人情報の保護に関する 条例施行規程 旧 | 個人情報の保護に関する法律施行規則 | 備考 |
|---|--|---|---|
| <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>アーウ 略</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主</u></p> | <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。</p> <p>アーウ 略</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生</u></p> | <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度である</p> | <p>・個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和5年個人情報保護委員会規則第5号）による個人情報保護法施行規則の改正に対応</p> |

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>務大臣が定める程度であるもの</p> <p>(2)―(5) 略</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為による保有個人情報（議会局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）</u>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> | <p>労働大臣が定める程度であるもの</p> <p>(2)―(5) 略</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u></p> | <p>もの</p> <p>(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)</p> <p>第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）</u>の漏えい等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和5年個人情報保護委員会規則第5号）による個人情報保護法施行規則の改正に対応 ・括弧書内は、未取得の個人情報に対する保護を追 |
|--|---|--|---|

| | | | |
|--|--|---|--|
| <p>(4) 略</p> <p>2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>保有個人情報（前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）</u>の項目</p> <p>(3)―(5) 略</p> | <p>(4) 略</p> <p>2 議長は、条例第 11 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>保有個人情報の項目</u></p> <p>(3)―(5) 略</p> | <p>が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>四・五 略</p> <p>(個人情報保護委員会への報告)</p> <p>第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告しようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>保有個人情報（前条第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）</u>の項目</p> <p>三～九 略</p> | <p>加する趣旨であるところ、保有個人情報は職員が取得し、議会が保有する個人情報であるため（条例（例）第 2 条第 4 項）、表現を合わせるべきであることから、「議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報」として整理する。</p> <p>・個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和 5 年個人情報保護委員会規則第 5 号）による個人情報保護法施行規則の改正に対応</p> |
|--|--|---|--|